

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長嘉瀬秀治から争議行為を行う旨の通知が令和2年3月9日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和2年3月18日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

令和2年3月20日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

昭和大学附属烏山病院 世田谷区北烏山六丁目11番11号

財団法人井之頭病院 三鷹市上連雀四丁目14番1号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)